

信頼性の確保された個人データの自由流通の枠組み構築に向けて

個人情報保護委員会事務局長

其田真理

そのだ まり



日EU相互認証の表現

日EU間の相互の個人データの円滑な移動を可能とする枠組みの構築に向けた3年近く及び当委員会の取り組みは、当委員会がEUを個人情報保護法第24条に基づき指定し、欧州委員会がわが国を十分な保護レベルを保証する国として決定することで、今年1月23日に結実した。EUにとっても初となるこの相互認証に対しては、経団連をはじめとする経済界からの強力な後押しがあり、これが「相互」ということへのEUの理解を得られた原動力となったと言っても過言ではない。この場を借りてお礼申しあげたい。

さて、日EU相互認証の実現が視野に入った昨年末以降、当委員会では、日EU相互認証の「次」を視野に入れて、個人データの国際流通に関して、信頼性の確保された個人データの自由な流通にかかる枠組みの構築に向

けて、取り組みを開始した。本稿では、この当委員会の3つの新たな取り組み〔図表1〕について紹介することとしたい。

個人データの国際的な流通にかかる新たな枠組み

わが国が関係する個人データの国際的な流通にかかる枠組みとしては、前述の日EU相互認証のほかに、APECにおける個人データの越境流通促進の枠組みであるCBPRシステム（越境プライバシールールシステム）が存在し、これにより日米・日EUそれぞれの個人データの相互流通が下支えされている。本稿で解説する「次」の取り組みは、前述の2つの枠組みにEUと米国との間のEU-USプライバシー・シールドを加えても実現していない「日米欧」、さらにはこれにとどまらない他の国・地域をも含めた個人データの円滑な流通を可能とする枠組みの構築を目指

すものである。

— 2 国間枠組み間のインターオペラビリティ
第1の取り組みは、既存の日米欧それぞれの枠組みの相互運用により、実際に日米欧間で個人データの相互流通にかかる枠組みを構築することが可能であることを示すことを主眼とする。具体的には、十分性認定に基づいてEUからわが国に移転された個人データについて、補完的ルールによって再度の越境移転に一定の制約が課せられているころ、EU-USプライバシー・シールドの認証企業に対してはそのような制約を緩和して再度の越境移転を容易にしようとするものである。

— 新たな企業認証方法の模索

第2の取り組みは、日米欧、さらにはこの3極にとどまらず全世界規模での適用も視野に入れた認証制度の構築である。この制度に基づいて認証を受けた事業者は、日米欧を含む参加各国の間で、自由に個人データを授受

図表1 国際的なデータ流通の枠組みの可能性

2 国間枠組み間のインターオペラビリティ

✓ 既存の2国間枠組みのもとで、越境データ流通量の増加を図る

新たな企業認証方法の模索

✓ 企業認証システムの、グローバルなインターオペラビリティやスケーラビリティの向上

グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

✓ 世界中の個人情報保護政策の基礎・原則となっている
 ✓ 個人情報に係る今日的なリスクファクターの考慮

—— グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

第3の取り組みは、OECDプライバシーガイドラインを通じたグローバルスタンダードの構築である。OECDプライバシーガイドラインは、1980年に策定され、OECD

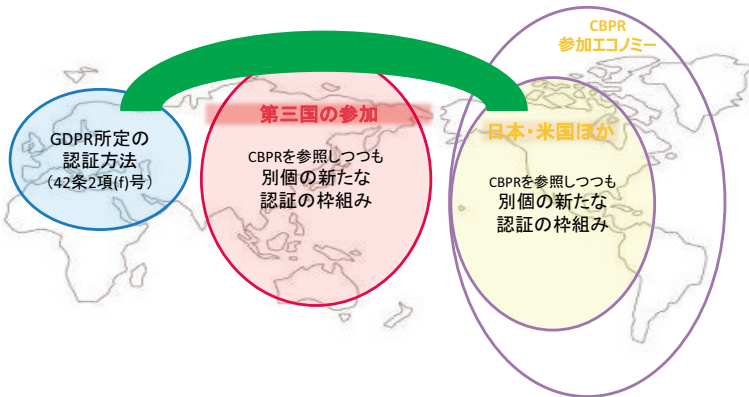
—— グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

第3の取り組みは、OECDプライバシーガイドラインを通じたグローバルスタンダードの構築である。OECDプライバシーガイドラインは、1980年に策定され、OECD

—— グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

第3の取り組みは、OECDプライバシーガイドラインを通じたグローバルスタンダードの構築である。OECDプライバシーガイドラインは、1980年に策定され、OECD

図表2 グローバル規模でのデータ流通枠組みの可能性



D非加盟国を含む世界の国々において、個人情報保護法制を整備する際の基礎として機能してきたものである。わが国の個人情報保護法も当然これに依拠したものであり、EUのデータ保護法もまたこれに基礎を置くもので、両者がOECDプライバシーガイドラインという基礎を共有していたからこそ、日EU相互認証が実現したと言っても過言ではないであろう。そのOECDプライバシーガイドラインは2013年に改正されたが、その際に

5年後に見直すこととされており、今まさに専門家グループによって見直しが行われているところである。そこで、当委員会もこのグループに参加し、そのなかで、いわゆるデータローカライゼーションや過度なガバメントアクセスといった動きについて問題提起していきたい。時代の変化を経ても、個人情報の保護および個人データの越境流通に関する基礎的な価値を示す基軸としてのOECDプライバシーガイドラインを利用して、秩序づくりを行おうというものである。

米国と欧州は個人情報の保護に関するアプローチが大いに異なり、これら3つの取り組みも達成には相応の困難を伴うものと考えられるが、デジタル時代における課題認識は日米欧で共有できているものと考えている。昨年12月19日の「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」およびこれを受けた今年6月7日の「デジタル時代の新たなIT政策大綱」の2つのIT総合戦略本部等による決定においては、データを安全・安心に自由に活用できる国際的な環境をつくとされている。わが国政府全体の取り組みであるDFFT(Data Free Flow with Trust・信頼性のある自由なデータ流通)実現の一端として、当委員会は、個人データ(個人情報)にかかわる領域を担うため、精力的に取り組んでいきたいと考えている。経団連においても、日EU相互認証に続いて、これらの取り組みに強力なサポートをお願いしたい。